

第 18 回

熊本県議会

# 道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成26年3月10日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

## 第 18 回 熊本県議会 道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成26年3月10日（月曜日）

午前10時1分開議

午前11時11分休憩

午前11時20分開議

午前11時28分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 地方分権改革について
- (2) 道州制について
- (3) 閉会中の継続審査事件について

出席委員（15人）

委員 長 溝 口 幸 治  
 副委員 長 池 田 和 貴  
 委 員 前 川 收  
 委 員 大 西 一 史  
 委 員 井 手 順 雄  
 委 員 松 田 三 郎  
 委 員 重 村 栄  
 委 員 田 代 国 広  
 委 員 松 岡 徹  
 委 員 西 聖 一  
 委 員 淵 上 陽 一  
 委 員 増 永 慎 一 郎  
 委 員 杉 浦 康 治  
 委 員 前 田 憲 秀  
 委 員 甲 斐 正 法

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

部 長 岡 村 範 明  
 理事兼市町村・税務局長 檜木野 史 貴  
 首席審議員兼人事課長 金 子 徳 政  
 財政課長 福 島 誠 治

税務課長 渡 辺 克 淑

市町村行政課長 原 悟

市町村財政課長 高 山 寿 一 郎

企画振興部

総括審議員兼政策審議監 内 田 安 弘

企画課長 小 原 雅 晶

健康福祉部

首席審議員兼

健康福祉政策課長 古 閑 陽 一

環境生活部

首席審議員兼

環境政策課長 宮 尾 千 加 子

商工観光労働部

政策審議監兼

商工政策課長 出 田 貴 康

農林水産部

農林水産政策課長 田 中 純 二

土木部

監理課長 成 富 守

審議員兼

都市計画課課長補佐 田 尻 雅 裕

教育委員会事務局

教育政策課長 能 登 哲 也

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 板 橋 徳 明

議事課主幹 左 座 守

午前10時1分開議

○溝口幸治委員長 ただいまから第18回道州制問題等調査特別委員会を開会いたします。

本委員会に7名の傍聴の申し込みがありますので、これを認めることといたします。

それでは、審議に入ります。

本委員会に付託されている調査事件は、地

方分権改革に関する件、道州制に関する件であります。

まず、執行部から説明をいただいて、一括して審議を行いたいと思います。

説明に当たっては、可能な限り簡潔にお願いいたします。

それでは、お手元の委員会次第に沿って順次説明をお願いいたします。

議題1及び2について小原企画課長。

○小原企画課長 企画課の小原でございます。

それでは、まず地方分権改革関係について御説明いたします。資料、地方分権改革関係をめくっていただいて、3ページをお開きください。

ページの上から、地方分権改革のこれまでの経過を簡単にまとめております。

ページの一番下の現在（政権交代後の動き）についてでございます。

アンダーラインを引いております部分が、昨年12月の特別委員会で御報告させていただいた以降の新しい動きでございます。

まず、昨年12月20日には、国から地方公共団体及び都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等に関する見直し方針が閣議決定されております。また、この事務・権限の移譲等に関する見直し方針に関する法律改正事項につきましては、一番下の行、第4次一括法案として今通常国会に提出される予定であり、今月中の提出を目指し作業が進められているところでございます。

事務・権限の移譲等に関する見直し方針については、後ほど御説明いたします。

4ページをお開きください。

ページ上段の義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大というところをごらんください。

条例制定の検討状況につきましては、今議案に提案しているものと平成26年度に提案を

予定しているものに分けて記載しております。

まずページの左の欄、(1)今議案に提案しているものでございますが、地方公務員法、地方独立行政法人法など7条例が提案されております。

次にページの右上の欄、(2)平成26年度に提案を予定しているものでございますが、民生委員法及び介護保険法の居宅介護支援事業の運営基準につきましては、平成27年3月末まで経過措置が設けられておりますので、平成26年度中の条例改正を予定しております。

次にページの右下の欄、基礎自治体への権限移譲というところでございます。

まず、薬事法に基づく高度管理医療機器販売業等の許可等の事務については、平成27年度からの熊本市への移譲に向けて準備を進めております。

次に5ページが、第3次一括法の対応に関する行程表でございます。

条例制定・改正のスケジュール等を載せておりますが、内容につきましては前のページで御説明したとおりですので、説明は省略させていただきます。

6ページをお開きください。

先ほど申し上げました、昨年12月20日に閣議決定された事務・権限の移譲等に関する見直し方針の概要について御説明いたします。

まず枠囲みの2番目ですが、2、国から地方公共団体への移譲等をごらんください。

国から地方公共団体へ移譲する事項、権限として48事項、移譲以外の見直しを行う事務・権限として18事項が示されております。

移譲する事務・権限としては、看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督などが挙げられております。

移譲以外の見直しを行う事務・権限としては、ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供などが挙げられております。

次に、3、都道府県から指定都市への移譲

等をごらんください。

これは、昨年6月の第30次地方制度調査会答申で、移譲することを基本として検討を進めるべきとされた、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等に関する具体的な見直し方針になります。

都道府県から指定都市へ移譲する事務・権限として29事項、移譲以外の見直しを行う事務・権限として4事項が示されております。

移譲する事務・権限としては、県費負担教職員の給与等の負担などが挙げられております。移譲以外の見直しを行う事務・権限としては、パスポートの発給申請受理・交付などが挙げられております。

続いて4、移譲に伴う財源措置のその他必要な支援をごらんください。

事務・権限の移譲に当たっては、移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう地方税等により確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や職員の派遣などの必要な支援を実施するとされております。

最後に一番下の5、一括法案の提出をごらんください。

今までに御説明いたしました事務・権限の移譲等につきましては、法律改正事項について一括法案等を平成26年通常国会に提出することを基本とされております。

なお、資料には記載しておりませんが、第4次一括法案の施行期日は、平成27年4月1日となる予定のため、移譲される事務・権限の多くは、来年27年4月1日からの移譲となる予定です。

次に7ページが、事務・権限の移譲等に関する見直し方針で示された事項の一覧でございます。

ページ左側に、国から地方公共団体、右側に、都道府県から指定都市、それぞれに移譲する事務・権限及び移譲以外の見直しを行う事務・権限が記載されております。

なお、こちらに記載されている事務・権限

の一覧でございますが、今後これらについてはさらに検討・調整を進めるものや、個別法などで対応するものもありますので、ここに記載されている全ての項目が第4次一括法に盛り込まれるわけではありません。

8ページをお開きください。

地方分権改革につきましては、平成5年の衆参両院における地方分権の推進に関する決議から20年が経過したことから、これを節目として地方分権改革の総括と展望というテーマで、地方分権改革有識者会議において取りまとめが行われているところです。

この取りまとめについては、本年6月をめぐりに最終取りまとめがなされ、政府が策定する骨太の方針にも反映される予定ですが、今般、中間取りまとめがなされましたので、御説明いたします。

改革の総括の下の、色の濃い枠組みでございますが、今後の展望について御説明いたします。

まず左側の改革の使命・目指す姿の枠組みをごらんください。

今後の地方分権改革のミッション、いわゆる使命として、「個性を活かし自立した地方をつくる」を掲げ、またビジョン、いわゆる将来像として「行政の質と効率を上げる」、「まちの特色と独自性を活かす」、「地域ぐるみで協働する」という姿が掲げられています。

続いて、具体的な改革の進め方ですが、ページ右側の改革の進め方の枠組みをごらんください。

1点目に、先ほど申し上げました第4次一括法案の提出について記載されており、権限移譲を着実に推進するとされております。

2点目に、義務付け・枠付けの見直しの規制緩和等について、個々の地方公共団体の意見を広く取り上げる提案募集方式を導入するとされております。

3点目に、事務・権限の移譲については、

個々の団体の発意に応じて選択的に移譲できる手挙げ方式を導入するとされております。

4点目に、提案募集方式の導入により地方からなされる提案を恒常的に受けとめるため、政府の推進体制の整備を行うこととされております。

最後に5点目ですが、地方分権改革の成果を住民に実感していただくため、SNS活用などの効果的な情報発信を行うとされております。

全体的に、中間取りまとめでは、これまでの国主導の改革スタイルから地方の発意に根ざした改革スタイルへの変更が望まれるとされております。

また、この地方発の分権改革を進展させていくためには、住民の方々に分権の具体的なメリットを実感していただき、みずから参画、協働する主体となっていただくべきであるとされています。

本県では、これまで第1次、第2次一括法が制定された背景・趣旨を踏まえ、義務付け・枠付けの見直しにおける本県独自の基準を制定し、市町村への権限移譲については、市町村に対しての支援を行うなど取り組みを進めてまいりました。

今後は、これらの取り組みについて地域の実情を反映できる地方分権改革となるよう、わかりやすい情報発信に努めるとともに、国や知事会とも連携して対応してまいりたいと考えております。

地方分権改革関係の説明は、以上でございます。

続きまして、道州制関係について御報告させていただきます。10ページをお開きください。

道州制関係の動きを一覧にしております。ゴシック体で記載してあるものが、本県の動きでございます。下線を引いているのが、今回新たに説明する内容となります。

まず、昨年12月13日、道州制推進基本法案

について、全国知事会などから自民党へ意見を提出しております。その内容については、後ほど説明いたします。

次に、ことしに入って1月15日に、本県知事もメンバーであります道州制推進知事・指定都市市長連合が第4回総会を開き、政党への要請活動を行いました。この内容についても、後ほど説明します。

次に、1月30日、県と県市長会との意見交換を実施し、その中で道州制についての意見を行いました。内容については、後ほど御説明いたします。

次に、2月5日、本県で九州地域戦略会議が主催する道州制シンポジウム in 熊本が開催されております。内容については、後ほど御説明します。

次に、2月18日、本特別委員会において熊本大学教授の上野先生による道州制についての講演が行われました。

同じ18日ですが、県の町村議会議長会の定期総会において、道州制の導入に断固反対する特別決議が行われております。内容については、後ほど御説明します。

次に、2月25日、自民党から示された道州制推進基本法案について、全国知事会が自民党へ意見を提出しております。また2月28日には、全国町村議会議長会が同じく自民党へ意見を提出しております。この内容についても、後ほど説明いたします。

11ページをお開きください。

済みません、ここから縦になっておりますが、11ページから21ページまで、12月13日に全国知事会などの地方団体から自民党に提出された意見を掲載しております。

まず最初に全国知事会ですが、7行目、本会が基本法案の内容として盛り込むことを求めている道州制の根幹にかかわる事項については、依然として道州制国民会議に丸投げされると指摘しています。この道州制の根幹にかかわる事項としては、全国知事会が道州制

の基本法案についてまとめたものとのことで、詳しくは下の下線の点線の枠囲みに参考として記載しておりますとおり、例えば1の1、道州制の理念と姿、1の2、道州制は中央集権を打破し地方分権を推進するものであることなどでございます。

そして本文の14行目でございますが、本会要請の各項目を基本法案に明確に反映されますよう重ねてお願い申し上げますとしております。

次に12ページ、こちらは全国市長会の意見でございます。

2行目から、法律骨子案には市町村合併が前提となることへの懸念や、地方分権改革が停滞することへの懸念も払拭されるに至っていないとしており、また2段落目の下線部のあたりですが、道州制の議論にかかわらず、我々の声をよく聞いて地方分権改革を推進すべきであるとしています。そして最後の段落、その導入が地域の活力の向上に寄与し、国民の福祉の向上につながるかなど、広く国民の意向を把握し十分な検討を行うべきであると結んでいます。

次に13ページが、全国町村会の意見です。

最初に、道州制基本法案の国会提出と道州制の導入に断固反対していくという基本的な考え方を示されております。

そして次の、右の14ページ6行目ですが、①現行の市町村の合併を前提としないならば、基本法案にわざわざ基礎自治体という用語を使用する必要はないなどと指摘し、次の15ページ1行目、基本法案は、道州制の導入と市町村合併を前提としていると受けとめざるを得ませんとしています。

そして、平成の大合併を終え、各地域がどのような状況に置かれているかをしっかり把握するなどの合併の検証を行い、これらを踏まえて道州制の必要性自体をまずは議論すべきですとしています。

なお書きで、あえて法案についての疑問点

を指摘させていただければ別添のとおりですとして、御参考までに次の16ページから20ページにその疑問点を掲載しております。これについては、説明を省略させていただきます。

次に21ページでございます。全国町村議会議長会の意見です。

1行目で、道州制の導入には一貫して反対してきたとしており、3段落目で、道州制の導入の議論の前に、今進められている地方分権改革をさらに前進させることが大事であるとしています。

そして最後の段落で、本骨子案を受け入れることは到底できませんとしております。

22ページをお開きください。

1月15日に開催された道州制推進知事・指定都市市長連合の第4回総会と政党への要請活動について掲載しております。

総会では、政党への要請活動の実施が了承され、当日には公明党に対し、1月29日には自民党に対し要請活動が行われました。共同代表の村井宮城県知事が要請されています。本県からは参加しておりません。

要請内容としては、道州制の導入に係る基本的な理念や方針等を定める基本法を、地方の意見を反映の上、平成26年通常国会に提出し、同通常国会の会期内で成立させることなど、地方分権型道州制の早期実現に向けた取組みを求めるものです。

次に、2月5日に開催された道州制シンポジウム in 熊本について掲載しております。一般県民、企業関係者、行政関係者約300名が参加しております。テーマは、住民にとっての道州制です。

最初に、元衆議院議員の小野晋也さんが基調講演を行い、道州制の議論を住民視点で考え、地域から主体的な動きを巧みに育てていくという立場に立って、食材から料理をつくることを例に、道州制で何を目指していくかについて述べられました。

続いて行われたパネルディスカッションでは、小野さんをコーディネーターに熊本大学の上野教授、県市長会会長の安田天草市長と蒲島知事で、道州制のもとでの基礎自治体のあり方やその支援を行う機能をどこが担うのかなどについての議論を交わされました。

23ページをお開きください。

1月30日に実施しました、県と県市長会と意見交換の概要について掲載しております。

県市長会からは、天草市長の安田会長を初め12の市長の方々に御出席いただき、県からは二役が出席しております。

意見交換では、市町村合併と同様に、100年先の人口減少を見据えて道州制の議論を行うべき、道州制の問題を慎重に議論していくべきなど、各市長からさまざまな御意見が出されました。

本県知事は、行政改革のための道州制ではあってはならず、目標は九州の人たちの幸福量の最大化であること、一挙に道州制とするのではなく、緩やかな県の連合で一緒にやるべきことを行っていくことが必要といった意見を述べました。今後も、さまざまなレベルで意見交換を重ねていくことで、合意を得ております。

24ページをお開きください。

2月18日に開催された県の町村議会議長の定期総会における、道州制導入に断固反対する特別決議の内容です。

基本的には、先ほど説明いたしました全国町村議会議長の意見と同様であり、次の25ページ7行目、今行うべきことは、多様な自治体の存在を認め、地域の自主性・自立性を高めることを主眼とする地方分権改革を積極的かつ着実に推進していくことであるとして、最後に、道州制の導入には断固反対すると結んでおります。

26ページをお開きください。

自民党から示された道州制推進基本法案（骨子案）に対する全国知事会の意見です。

内容は、12月13日の意見と余り変わらないものとなっております。

4段落目、2行目ですが、基本法案において明確に示すことを本会が繰り返し要請してきた重要な事項について依然として反映されておられませんとし、最後の段落で、別添の本会の意見を基本法案に明確に反映されますようお願い申し上げますとしています。この別添については次のページに記載しているとおりでありますが、既に9月の定例会の委員会で報告しておりますので、詳細については割愛させていただきます。

31ページをお開きください。

こちらは2月28日付の全国町村議会議長の道州制推進基本法案（骨子案）に対する意見です。こちらの内容は、基本的に従来と変わらないものとなっており、最後の段落で全国町村議会議長会は、このような法案を受け入れることは到底できませんし、道州制の導入には断固反対であるとしています。

このように、与党の道州制推進基本法案については、地方からさまざまな意見が出されており、いまだ議論が続いている状況です。

特に、これまでの地方分権をさらに進めるために、都道府県にかえて道州制を置くという視点に加え、住民に最も身近な行政サービスを行う市長村の置かれた状況を踏まえ、住民の視点、市町村の視点から議論が行われるようになっております。

今年度は本県でも、当委員会で県町村会及び県町村議会議長会との意見交換会を初め、県と県町村会役員、そして先ほど御報告いたしました県と市長会の意見交換が行われたところでございます。

今後の道州制の議論に当たっては、これからの人口減少、超高齢化社会を背景に、住民に安心・安全な行政サービスを行いつつ、地域の産業の振興や雇用の創出など、持続可能な地域づくりを行うために、市町村や都道府県そのもののあり方や自治体間の連携方法な

どについてさらに議論を進めていくことが重要になっていくものと考えております。

道州制関係の説明は、以上でございます。

○溝口幸治委員長 次に報告事項がございますので、市町村行政課・原課長から報告をお願いいたします。

○原市町村行政課長 市町村行政課でございます。

市町村合併の検証について御報告いたします。資料の1ページをお願いします。

26年度に実施します市町村合併の検証について御報告いたします。

まず1の趣旨でございますが、合併の検証を行う趣旨については、本県ではごらんの表のとおり平成15年4月に合併しましたあさぎり町を初めとしまして、平成25年度から27年度にかけて多くの合併市町村が合併10周年の節目を迎えます。なお、熊本市のほうは合併から5～6年の経過となっております。

そこで、最も多くの自治体が10周年を迎える来年度に、今後の合併市町村の支援につなげるために、市町村と連携しまして合併の効果や課題を整理しまして、客観的かつ総合的な検証を実施いたします。

2の検証方針ですが、3つの大きな方針に基づき検証を行います。

まず1点目は、昨年6月の当委員会でも御意見をいただきましたが、客観性の確保を図ります。

2点目としまして、住民の声を検証に反映させます。

3点目としまして、データに基づいた分析を行います。

具体的な検証作業としましては、大学等の研究機関と連携しまして、市町村、住民、自治会、地域経済団体等へのアンケートやヒアリング、そしてさまざまな行財政のデータの分析を行います。また、学識経験者や住民代

表等から成る有識者会議を設置し、さらなる客観性の確保をいたします。

3点目の、市町村合併に関する有識者会議でございますが、現在のところ仮称ではありますが、市町村合併に関する有識者会議を設置しまして、検証のさまざまな過程で各委員の専門分野の視点から、県と研究機関が主体となって行います検証作業に対しまして、さまざまな御意見や御助言をいただくことを考えております。有識者会議の委員は10名程度を予定しており、県内外の学識経験者、市町村長、住民代表、報道機関の方々を委員として考えております。

2ページをお願いいたします。

4は、御説明しました検証体制を図にしたものでございます。

県は検証の主体となりまして、全体の調整と検証結果の公表、研究機関への委託、有識者会議設置などを行います。有識者会議と大学等の研究機関の役割は、先ほど御説明したとおりです。

なお市町村とは、アンケートやヒアリング等の実施につきまして連携を図ってまいります。

5のスケジュールでございますが、4月には大学等の研究機関に業務委託を行いますとともに、有識者会議を設置し検証作業に入ります。

まず、市町村のデータ等の分析を開始し、6月ごろには市町村や住民などにアンケートを行い、7月、8月にかけてアンケートに基づいて、市町村や自治会等の地域団体へのヒアリングを行います。設置します有識者会議は、5月、9月、翌年1月ごろの3回程度の開催を予定し、来年3月ごろまでには検証を終え公表を考えております。

なお県議会のほうには、検証の進捗状況等を適宜報告してまいります。

6の予算でございますが、来年度の当初予算に市町村合併検証事業としまして、研究機



関への委託事業などに必要な687万7,000円を計上いたしております。

最後に本年度の取り組み状況ですが、昨年6月に委員会で御報告しました折にさまざまな御意見をいただきましたが、それを受けまして7月に全国の都道府県の合併検証の状況を調査いたしました。

その中で、研究機関に委託をしたり検証組織を設置しているような先進事例の訪問調査を行いました。これらの調査結果も参考にしながら検証方針等の検討を行い、現在アンケートやヒアリング、データ分析の準備を行っているところでございます。

説明は以上でございます。

○溝口幸治委員長 それでは、これより質疑に入ります。質疑のときには、挙手をお願いいたします。どなたかございませんか。

○前川収委員 道州制のほうで23ページの、県と県の市長会との意見交換会の中で、知事の意見の内容の中に、ポツの2番で、一挙に道州制に持っていくのではなく、最初は緩やかな県の連合で一緒にやるべきことを行っていくことが必要だという意見を知事御自身が述べられたということでもありますけれども、これは知事の個人的な考え方だろうと思っておりますが、そういう話というのはこれまでどこかで出ているんですかね。出てないと思うんですね、ほとんど。

僕は新聞報道でそれを見て、えっと思ったんですね。それは当然この委員会もあるわけですから、知事が目指すべき姿としての道州制という考え方を県庁の中である程度オーソライズされた上で話をしてきたつもりだったんですけども、突然そういう話が出たのかなということですし、皆さんに聞いてもわからないかもしれませんが、内容がよくわからないですね。僕は委員会の中で何度も、県と県同士の連携というのは、一部事務組合

でもできるじゃないかという話を具体的例も挙げながらこれまでも議論をしてきたつもりであります。そのようなものを指すのか、もしくは九州観光機構というんですかね、そういう機構もあって、これは民間が主体なんですけど、それぞれの県も一緒に入ってもらって、まさに緩やかな行政の連携というものもやっていただいているということですから、ちょっと具体的イメージができない。それらのものをもっと広げましょうなのか、いわゆる本当に予算を伴うきちっとした一部事務組合的なものでやろうと思っていられるのか、執行部の皆さんでわかる範囲で結構ですので、教えていただければと思います。

○小原企画課長 それでは、わかる範囲で回答させていただきます。

この緩やかな道州制の移行に関して、一遍に県をなくすということではなくて、県あるいはそのような団体を残して、例えば振興局単位になるのかわかりませんが、県のようになるかもしれませんけども、要するに市町村をサポートしていくという意味での団体を残すということをお考えのようでございます。

○前川収委員 皆さんと議論しても仕方ないんだけど、それやれば道州制の意義はほぼなくなってしまうかと思っております。

というのは、二重行政がダメだとおっしゃっていたわけですよね、基本的には。もっと行政の効率化を指向していきましょうとかという話があるけど、前もこれも言ったんだけど、国があり道州があり県があり市町村があると、1つセクションがふえるだけじゃないかと。まあ道州制になっても同じなんですよ。県かわりに道州がくるだけで、国、道州、市町村ですから。3段階というのはこれは何ら変わらないわけですから、その県が道州に変わるだけが今の道州制の議論だと思っ

てましたけど、この道州ができて、さらに県も、まあ県みたいなものが残るということになる、もうまさに階層がふえてくるという、三重ぐらいの行政になってしまうということになっていらっしゃるみたいでありますので、その辺の真意をやっぱりぜひしっかりとつかんていただきたいと思っております。委員会もあるんですから、それは知事に出てこいと言いたいところもあるけど、皆さんとちゃんとその内容が詰められていけば、我々は別に知事、皆さんの意見を継ぎながら、県の意見として話が進んでいるんだという認識でいいのかなのかもうよくわからない状態が、この間かなりの長い間続いている。どうも今全体を見るとね、知事は知事の個人としてお話をされてるけど、県としてはどうなのと言われると、県は何か違うかわからないかというような感じにしか見えてません。これは非常に象徴的な話だと思っておりますけど、その辺の整理はちゃんとなさっていらっしゃるんですか。やっぱり公人である知事がこういった公的な市町村会の市町村長さんたちと議論をなされるときに、何か余り整理されてないままで勝手な話をされるということでは困るし、整理されているんだしたらきちっと説明をしてもらいたいというふうにも思っておりますが、いかがでしょうか。

○小原企画課長 今の前川委員からの御指摘でございますが、知事のお考えとしては、今3層制という話になりましたけど、それを永久に3層制ということじゃなくて、テクニカルな部分として一挙にするとやはりいろんな弊害があるだろうというところで段階的に、そういった意味だと私どもは理解しております。

○溝口幸治委員長 要は、知事と皆さん方がすり合わせはきちっとできているのかどうかですね。そう理解しておりますとか、思いま

すという話じゃ、もうそれ以上議論できないので、そこだけはっきりしておきましょうか。

○内田総括審議監 この知事の発言、実は我々もそういう組織を残すということをお聞きしましたのは初めてでございます。

ただ、議論の中で、我々も一気に道州と市町村という形で行った場合に、やはり小規模の自治体あたりは非常に厳しい状況になるというのは認識しておりましたし、そういう議論をしておりました。

知事の中に、先ほど企画課長のほうが言いましたように、今住民目線の道州制の議論が行われている中では、そういう市町村をどういうふうに補完するかという意味合いでの過渡的な形での県のやる役割、補完とか、そういう役割がある程度必要じゃないかなということ、どうも知事は今考えられてるみたいですので、永久に県を残すと、制度的にですね、ということではないことだというふうには解釈しております。ただ過渡的にはそういう組織はやはり必要ではないかというふうに我々は理解しております。

○前川収委員 そこは、かなり道州制の根幹的な話で、私は道州制は危ないなと思っている。それはまさにそのとおりであって、市町村と県との関係が今みたいな密接な関係できちっとお互い補完し合っているという状況を道州、州というのがぽんと県をなくしてできてしまうと、そういうことができるのかということに対する不安が、これは財政的な問題とかそういうのはまた別としても、構造的にそういう部分が大丈夫かという不安を持っているわけでありまして。今おっしゃっているのは道州制はやらないがいいと言っているのと同じような気持ちになると思っております、それはそれで私はいいと思っておりますけれども、何かそういう議論をされるときは、少な

くともやっぱりもうちょっと合理的に皆さん方とのすり合わせをして、我々にもそういう考え方もありますとかいう話をなさないで、どうも場当たりの発言に見えて仕方がないんで、そこはひとつ注意していただくように要請しておきます。

○溝口幸治委員長 はい、しっかり伝えてください。

○松田三郎委員 事実関係というか、なかなか聞いても難しいというところです。

この発言というのは、どなたかから何か質問、どこかの首長さんからあつて答えられたのか、もしくは冒頭の知事がこう発言なされる中でされたのか。どなたか出席なさっていたんでしょうか。その点だけ、ちょっと確認したいと思います。

○小原企画課長 済みません、私も出席しておりましたが、ちょっと明確には覚えておりません。恐らく御自分から発言されたのではなかったかと思えます。

○大西一史委員 どうも今の話を聞いていてもすっきりしないのは、県と県の市長会という非常にオフィシャルな場での知事の御発言であつて、そういう意味では、今、小原課長のお話聞いてても、県の今執行部のほうとの意思の疎通が知事と執行部の間でできていないんじゃないかな、十分なすり合わせをせずに、これは会議で発言をされているんじゃないかなというふうに思わざるを得ないんですね。

実際にだからこれ、道州制の話、12月に私はこの委員会でもかなりいろいろ聞かせていただきましたけれども、その後、知事とはどんな話をされているのかを、ちょっとお聞かせください。どのくらい意見交換をしたのか、この道州制に関して。そんな時間があつ

たのかどうかも含めてね。

○小原企画課長 道州制に関しては、ただいまの首長との意見交換あるいはシンポジウムの進め方等についてシナリオ等を御説明しただけで、詳しくそういった考え方のすり合わせとかそういったものは行っておりません。

○大西一史委員 だから、だめなんです。だから、だめなんですよ。だから、この道州制の議論というのが、私12月にも質問したときに、知事から何か具体的に指示がありましたかというふうにお尋ねしましたよね。県で、道州制に移行した場合に、各部局でどのようなメリットが出るのかとか、そういったことをきちんと県庁の組織としてやっぱり整理をした上で、知事が道州制推進とおっしゃるのであれば、それは非常に、それはそれでここでの議論をするときにさらに深まるんですが、そのすり合わせがしっかりできてない中でこの道州制の議論を幾らやったって、この前委員会で言ったとおり、もう道州制という、見えないお化けの議論をずっとしているような話だというふうにこの前僕は申し上げたけども、やっぱそんな話にどんどんなっていくんじゃないかなというふうに思うんですよ。

そういう意味では、知事がその漠然とおっしゃることをやっぱり具体化していくという作業はこれからしていただきたいというふうに思うんですが、その点はいかがですかね。

○小原企画課長 今、大西委員から御指摘いただいた、12月にここまで議論が進んでいる中で、やはり各部局もそういったメリットをまとめる必要があるんじゃないかという話の御提案をいただきまして、確かに先ほどの道州制基本法案に対する知事会の意見でも、今なぜ道州制なのかとか、その必要性やメリットということについてまだ議論がなされてい

る段階でございます。これについては、やはりほかの地方団体や市町村・県民に対しても、やっぱりきちっと答えていくというのがこの議論のベースにあるということは私も認識しております。

したがって、委員の御指摘もありましたように、現在、九州モデルをベースにその各部局、業務でどういったメリットがあるのかというのを現在照会をかけて取りまとめを行っているところでございます。

この前も私がちょっと観光の事例を説明させていただきましたけれども、やはり今言われたように事例を一つ一つ御説明しても、なかなか議論にはならないということがわかりましたので、そういった意味では、それをまず相対的なものときちっとまとめた上で、そのメリットあるいは現在の都道府県制の問題点とか限界とか、あるいはこれから先の市町村と県の役割、連携に向けての議論は深めていければというふうに考えております。

○大西一史委員　そういう整理はぜひ、まだ3カ月の間で、それは予算編成もあってなかなかできなかったのかもしれないけれども、その着手を今しているということであるので、それはまだちょっと深めていただきたい。だから、そういう課題がやっぱり整理されていないままに、知事がいろいろ道州制推進だ推進だと幾ら言ったって、旗を振ったって、説得力がないですね。我々もだから、どうしたほうがいいのかというのはわからない部分があるから、かなり細かくいろいろ勉強して、学識者ともいろんな意見を聞いたり、国会議員さんともいろんな意見交換をしたりして、この委員会では相当議論が、ある意味では知識レベルでは深まってきたんだけど、じゃあ、この知識を越えて次にどういうふうにその道州制なりその地方分権というのを展開していけばいいのかというところになかなかいかないのは、その整理がやっぱ

りできないからなんですね。だから、国のガバナンスのどこに問題があるのか、あるいは都道府県制度の今のガバナンスのどこに問題があるのかということをやっぴりもっと深めて整理をしていかないと、やっぱりこの問題というのは非常に漠とした話だけでずうっと終わってしまう。

少なくとも道州制基本法が国会でどういう扱いになるかわからないけれども、もうここまで基本法を出そうというレベルまできているという状況に対する切迫した緊張感が本当に県当局にあるのかなというふうに私は感じています。だから12月にもああいう質問をしたし、今回もこう言ってちょっと知事の、若干ぶれているんじゃないかなというような発言に対して前川先生もおっしゃったけれども、私も非常に危機感を持っているということなので、その辺はぜひこの委員会が終わった後、知事ときちっと議論をしていただいて、そういう方向性の詰めをぜひやっていただきたいということをお願いしておきます。

例えば、ODAは九州でやったほうがいいのかと思いますか、思いませんか、例えばですけど、どうですか小原課長。

○小原企画課長　例えば、突然——ODAそのものを——国によって違うんじゃないかと思っております。例えば県の姉妹関係とか、そういう近いところであれば。

○溝口幸治委員長　課長個人の考え方で。

○小原企画課長　はい、そうでございます。

○大西一史委員　実は私も、ODAに関してはやっぱり国際的な協力関係の中で外交問題と協調しながらやるべきだというふうに思っているんですが、私も道州制の九州モデルをある程度勉強したつもりでやったんだけど、もう1回よく見てみたら、この中にODAを

九州でやるって書いてあるんですよ。それはそれで一つの理屈があるのかなというふうには思うんだけど、やはりそういったところが本当にこの九州モデルをベースに今から考えていく中で、これはどうなのかなということをもう少しちょっと抽出しながらやらないと、ちょっとまずいなというのが、私もちょっともう1回、わかっているつもりで見ていたけれども、ODAなんというのはちょっと私も見落としていたところで、やっぱりそういったことの検討というのは、もう少し深めていかなければならないというふうに思うんですが、その辺は今検討をこれからされていくということなんだけど、いかがでしょうか。どちらさんでもいいけれども。

○内田政策審議監 九州モデルをつくるときに多少担当しておりましたけれども、今ありましたように、やはり個別の具体の議論に落ちていくというときに、九州モデルを現状でどう評価するかというのは避けて通れないものだというふうに思っております。

先ほど課長が申しましたように、分野ごとに九州モデルを少し分解しながら、今各課に照会をかけておりますので、それが出てきました折にODAの問題等々についても、また詳しく議論をさせていただければなというふうに思います。暫くお待ちください。

○大西一史委員 ODAの問題は、あくまでもこれは一例として言っただけで。ただ、そんな問題をやっぱり道州で本当にやるべきかどうかというのは、やっぱり大きな課題だろうと思います。これだけやっぱり市町村のほうから、町村会とか議長会とか、そういったところからもいろんな反対意見が出ています。これは反対意見は反対意見として、今の基本法案の提出に向けての反対だろうというふうに思うので、それはそれでいいんだけど、じゃあ今後の本当に少子化あるいは人

口減少社会の中でどういう対応をするべき行政主体をつくっていくのかということに関しての前向きな話というのにはまだ転換していませんよね、ある意味では。まだ、そこまで全然いく手前の段階で議論してますので、今のような話を少しずつ積み重ねていけば、今度はその枠組みの話に多分なっていって、もう少しその道州制の話もすっきりしてくるのかなというふうに思うんですね。だから、もし基本法案がこれ通れば、そのステップにいきますよというのがこの前の国会議員の皆さん方の話なんですよ。だから、まずはそのステップを踏み出させるために、踏み出すためにこの法案をぜひ御理解をということが国会議員たちの主張だったわけなんですけれども、であるならば、やっぱりそこまでの整理は都道府県が主体になってやっぱりやっつかないこれはまずいのかなというふうに思いますので、その点はぜひやっていただきたいというふうに思います。そして知事にはくれぐれも、くれぐれも、もう少し執行部との担当部局とのいろんなすり合わせをしながら、もう少し掘り下げた議論をしていただくように、お願いをしておきます。

○溝口幸治委員長 ほかに。

○松岡徹委員 関連して。結局この知事発言は1月30日にあって、2月5日の道州制シンポでさらに詳しくいろいろ言っておらすわけですね。その道州制シンポでも、結局道州制は目的じゃないと、幸福の最大化のための手段だと知事はおっしゃっているんだけど、どうもそのシンポジウムでの発言を見ていると、私はそう思えないというか、道州制が目的みたいな感じを受けているんですけど。それで、どういう脈絡かという、実はその九州広域行政機構というのをつくって、そこで10年か20年、道州制の予行演習をやって、そして道州制というふうに考えたけど、うまく

いかなかったというのが前提にあるわけですよ。

それとの関係で、今度は都道府県も併存した形をまたしばらくやって、いわゆる予行演習的なね、そして道州制と。だから結局は、僕が一番考えているのは、どういうやり方でどういうプロセスを経て道州制にたどり着くかと。以前は九州広域行政機構だった、今度は都道府県を併存させてと。しかし、そんなことをすれば2層制が3層制になって、まさに今我々が議論してきたこと、あるいは中央制度が求めていることと完全に逆行するんじゃないですか。そういうような点が本当に、私は責任発言とは思えないというか、無責任だと思えますね。

シンポジウムの最初に僕がむかっときたのは、開会挨拶で九経連の副会長が何と言ったかということ、120年ほど前に始まった中央集権的な制度、これがその都道府県制度と言うわけですよ。だけどね、これ120年の間に、いわば明治憲法の時代があったし、現在の憲法の時代があって、同じ熊本県でも地方自治、地方制度の中身は全然変わったんですよ。そんなことを知ってか知らないでか知らないけれども、ひとくくりにして、120年前に始まった中央集権制度なんておっしゃるような、そういう議論がこう、極めて粗雑な認識で議論がされて、そういう中で知事が今度ぽっところ都道府県の併存制を持ち出してくるというようなのが、もう不見識も極まりない。

そういう点で、いろいろ言われたように、我々が何のためにここで議論してきたのかと。そういうものを、それは執行部も知事にはなかなか言いにくいかもしれぬけど、しっかりやっぱり伝えて、議論をしていただきたいということですね。

ちょっと関連して。

○溝口幸治委員長 前川委員も大西委員も松

岡委員も同じ指摘ですね。ですから答えますか。

○内田総括審議監 済みません。いろいろ知事の発言について御意見を承りましたけれども、これは私たちの一つの理解ですけども、やはり市町村を考えた場合に、どうしてもその補完するようなものが今の段階で必要だというのは、多分皆さん方も同じような御意見ではないかというふうに思ってます。

それが、今言われましていわゆる県の併存ということになるのか、ある面では道州政府の中に今の県の地域振興局みたいな役割を持つ組織で市町村をカバーしていく制度になるのか、少しわかりません。ただ、もし市町村と道州となった場合においても、その道州政府の中にそういう市町村を支援する役目をやはりきちんと組み込まないと、市町村が非常に厳しい。特に人口の少ない市町村については、かなり厳しい状況になるんじゃないかなという、その認識を知事としても町村会等との意見交換会の中で認識されてきたのではないかなというふうに思っています。それにつきましては、私たちも、市町村が非常に大事な存在であるというベースからすると、個人的には、知事の発言はある面では非常に市町村の将来を思った道州制を議論するにしても欠かせない重要な議論を投げかけていただいたかなというふうに思っております。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○重村栄委員 以前にも私ちょっと言ったことがあると記憶しているんですけど、知事は知事の考えでいろいろおしゃべりになりますが、実際行政をやっている皆さん方が本当に今の制度でまずいと、これはどげんしても変えないかぬという意識がどの程度あるんでしょうか。ここが、やっぱりベースかなと私は思っているんですよ。

多分ね、私はこの道州制の委員会にずっと長年ここにいるんですけど、同じところをぐるぐるぐるぐる回って、ほとんど進展しないという感じを受けてまして、非常に個人的にはフラストレーションがたまりよるんですけど、その原因は何かなと思うと、皆さん方の発言は必ず、「知事は、そう思われているんじゃないでしょうか」とか「そういうふうに感じます」とか、そういうレベルのお話しか出てこないんですよ。ということは、逆に皆さん方が道州制が必要と認識されてないのかなと、逆に今の制度がいいと思っている人が多いんじゃないかなと。ここに40人ぐらい行政の方がいらっしゃいますけど、何割の方が今のこの制度がまずいと、絶対これは変えないかぬという意識をお持ちなのかなと、ちょっと疑問があるんですよ。今これ本当に手を挙げてくださーと言いたいぐらいなところなんですけど。その辺からきちんと方向性が決まらなないと、この議論なんていつまでも何か同じところを行ったり来たり行ったり来たりしてしまっ、何か先が見えないところでずっととまってしまふのかなという気がするんですけど、どうなんですか。現実的に内部でどの程度の方がこの道州制にしたがっていて、今の制度じゃまずいと、制度疲労してしまっているという意識をお持ちなんですか。

○内田総括審議監 県職員、我々は個々にいろいろな意見はあるかと思いますが、平成19年から道州制担当というんですか、議論の場にいました者として、やはり今の全国一律ないろんな行政の運営に弊害があるというのも事実だと思いますし、もう少し地方が自由度を持った形で、地域のことは地域で決められるようなことになればいい、そういうようなことを目指すべきじゃないかなというのも思っております。その単位が、特に九州は区域的な問題が余りないものですか

ら、やはり九州という単位である程度行動すべき事柄が、今のグローバル社会の中においては非常に大きくなってきているということで、やはりその単位は、非常に個人的には、重要な一つの単位ではないかなというふうには思っています。

ただ、道州制の議論をしますと、すぐエリアの話、一つ単位の話ばかりが先行してきますけども、最近よく行われています、やはり市町村、基礎的自治体をどうするかという議論から、もう一度道州制を見直してみないと最終的な判断はできないのかなというふうには思っています。

当初乱暴に、20万以上の市町村をつくらうかという話がありましたけども、個人的にはあれはかなり厳しい議論かなというふうには思っています。ただ先ほどおっしゃったように、九州単位で熊本、福岡、佐賀というような形で海外との関係を持つということではなくて九州単位で持つという、何かそういうメリットは今後非常に大事になってくるかなと思いますので、全面的推進という個人的な意見ではありませんけども、ただ、ずっと議論を深めていく必要がある、また市町村の視点から議論を深めていく必要がある課題だということふうには認識しております。

○重村栄委員 内田さんのお話はよくわかるんですけど、それがイコール道州制じゃないですよ、今のお話聞いてても。非常に緩やかな、最近話題になっている緩やかな連携でいいんじゃないかということまでですよ。道州制までいかないですよ、さっき何か言ったが、そうでしょう。

○内田総括審議監 その形が道州という形になって、そこに権限が非常に下りてくれば、それなりのいわゆる自由度が増す行動ができますんで、道州というのも一つあり得るとは思っております。

ただ、結局それはあくまでも手段ですので、九州という塊である程度対外的にもやる場合に、もし緩やかな形で十分となれば、それはそれでもいいのかなというふうには思っておりますけれども。

○重村栄委員 例えば関西連合は、道州制を目指すという意識は余りないですよ。あそこは、どっちかというと一部事務組合的な、各県単位の一部事務組合的な発想のほうがまだ強いですよ。だから、そのほうが現実的なのかなという感じはしているんですけど、今の内田さんの発言からしても、権限さえある程度もらえれば道州制じゃなくてもいいんですよ。一部事務組合的ないろんな事業単位で連携をする、あるいはどうしても県境を越えて何かしなくちゃいけないときに、その県境を抱えた両県とかあるいは3つの県とか、そういうところが一つの事業連携してやるというような仕組みでも構わないんですよ。そうであれば、道州制じゃなくても非常に緩やかな連合・連携そういう形でも成り立つということにつながってくるのかなと思うんですけれども、どうですか。

○内田総括審議監 確かに、一部事務組合での活動もあるかと思えます。

ただ、今全国的に見ても一部事務組合、2組合しかありません。ですから他県との連携とか非常に、そこにやはり一部事務組合としての限界も存在するのかなという気がしています。ですから、権限の受皿としての、やっぱり主体がないと本当にやりたいことがやれないことからしますと、道州制というのもやはり選択肢の一つとしては、私は捨てなくてもいいのかなとは思っております。

○松岡徹委員 前回ちょっと内田さんと議論してみたいと思っておったので、それはちょっとともかくとしてな。

あなたがさっき言った、蒲島知事が町村会や議長会とね、懇談して、いろいろ話を聞いて、そして都道府県を併存するというふうに思われたんじゃないかと、おっしゃったね。そういうのはそうかと思うんだけど、問題は、その場合にいわば知事が、僕はさっきも言ったけど、いかぬと思うのは、道州制の予行演習的な、いわばものとして都道府県のある程度期間の併存というふうに考えるところが、私はやっぱりその道州制を目的とした発想としてまずいと思うんですよ。あれだけやっぱり問題点が出されたわけだから、今大事なのは、——後でちょっと取り上げますけど——平成の合併の徹底した検証をやっぱりやろうと。それは来年度中にやるわけでしょう。そしてそれをやって、そしてなぜ、この委員会でも議論してきたように、都道府県ではなぜだめなのか、どこが金属疲労して、それはいわばちゃんとすれば改革・改善はできないのかと。そういう問題を県知事としてやっぱり研究して深めていく、また執行部の皆さんと一緒に探求していく、そういうふうには考えないところに私は大きな問題点があると思うんですよ。

あなたたちも、あれだけ町村議長会や町村会長なんかのお話も聞いて、いわゆる都道府県でだめなのかというのを、私もこの間もう何回となく言ってきたし、この委員会でも繰り返し議論されてきたけど、そこに知事と一緒に議論を持っていかないところが、どうもその……内田さん自身がまた道州制先にありきで物事をとらえる発想になっているんじゃないかなという……そうでないならそうでないと言ってください。

○溝口幸治委員長 今の部分だけお答えください。

○内田総括審議監 道州制ありきの考え方は、しておりません。



○前川収委員 今委員会もずっと本当にいい議論をさせていただいておりますし、私はこれは不毛な議論じゃないと思ってまして、自治体のあり方等々、地方自治のあり方等々について考える頭の体操をするには、非常にいい委員会だと思ってますし、これは生かされてくると思います。

ただ今回、皆さん方の出された資料の中にもありますとおり、私も与党の自民党の黨員でありますけども、今通常国会に基本法というのを出そうという動きがあること、これは党としても全くそのとおりだということになっておりまして、この通常国会に仮に出すとすれば、この議会か6月議会しか、通常国会中の県議会というのはないわけですね。いつ出されるかわかりませんが、もしも6月議会になったとき通ったという話があるかもしれない。議員提案で出されれば、結果としては多分、今の与党の数からいえば、議員提案であればかなりの確率で通る可能性があるというふうに思います。

一方で、全国知事会の11ページの骨子案に対する意見という部分が出ておりまして、本会が基本法案の内容を盛り込むことを求めている道州制の根幹に関する事項については、依然として道州制国民会議に丸投げされているということ、これが一番大きな根拠として失望したという批判的な意見を出していただいていると。私もそのとおりだと、これは思っています。

もう一方で、22ページを見ていただくと、道州制推進知事・指定都市市長連合という会があって、この中には政党への要請活動も内容として制度設計を、1番ですね、22ページの一番上の道州制推進知事・指定都市市長連合の活動の中に、要請内容の1番で、制度設計を行う検討機関の設置などを定める基本法、つまりこれはさっき言った国民会議のことだろうと思うんですね。要するに、それを

盛り込んだものをちゃんと早くつくりなさいという活動をなさっていらっしゃいます。多分うちの知事は道州制推進知事だというふうに思ってますし、この会に入っていられるんでしょ。そうすると、全国知事会の意見に戻ると、これは推進派の知事からも同じ意見でありましたと、最も積極的な推進論者である知事からも同じ意見であったと、これ道州制国民会議に丸投げされていることがけしからぬと、ここが変わってないことがけしからぬという内容で失望したと言ってるのが、同じ人たちが違う話をしていられると、知事会の中で、ということに結論的にこの資料だけを見ればそうなるというふうには思っています。

それだけ、いわゆる知事会の中でも統一性がないということ、これだけはもう間違いないことだろうというふうに思いますし、片方でかなり慎重に考えていらっしゃる町村会、町村議長会もいらっしゃるという前提の中で、これはもう党派を越えて議論をしなきゃ、国の根幹の形ですから非常に大事な部分だと思っておりますけれども、今国会に基本法案が今の内容のまま、骨子案のまま国民会議に丸投げするという前提で法案が出されてしまうということについて、我が県議会として、もしくは委員会としていかなのかということについて議論をして、必要であればこれはちゃんとした意見を公式な機関で、委員会で決議した上で本会議に出して、そして国に申し上げるということがやっぱり必要な時期だろうと思っております。というのは、この議会が3月が終わっちゃったら、次は多分6月議会ですよ。国会は6月の22日に閉会すると言っているわけで、しかも今の政治状況から見れば……私は出さないとはいえませんが、基本的には、出し切れない、与党も出し切れないとは思っています。ただ、出したら、議員提案でしょう、議員提案で出したら与党議員は賛成せざるを得ない話になっちゃうんで、通

るんです。出されたら通ってしまう。やっぱり出していいのかという部分については、この委員会の中でしっかり委員長、議論をさせていただき、必要であれば、皆さんの意見が必要であれば、自民党の委員の立場で言えば言いにくいところはありますけれども、やっぱりきちとした結論的なものを出しておかないと、後でしまったという話になりはしないかなという懸念を持っておりますが、委員長の御采配をよろしくお願いします。突然のことで申しわけないです。下打ち合わせなしでありますけれども。

○大西一史委員 今、前川委員がおっしゃったことは、まさにタイミング的には本当に今しかなかろうというふうに思います。

いろいろ議論していても、とにかくその基本法を通そうという本当に、先ほど僕が申し上げたように緊張感を持ってということを考えて、やっぱり我々今までかなりこの道州制問題等調査特別委員会の中で議論をいろいろ積み重ねてきた中で考えれば、恐らく相当これは慎重にやるべきだという意見がほぼ、多分委員の皆さんのコンセンサスとしてはあるのではなかろうかなというふうに思います。だから、国に対して、あるいは各政党に対してどういう意見を出すのかということについては、少し精査が要るのかなというふうに思いますけれども、やはり何らかの形で、これは私も意見書なり決議なりというような形で考えるべきではなかろうかなというふうには思います。

一応、私としても、今、前川委員のお話としては、そういった形をやるべきではないかなということをおっしゃるんですけど、何か下打ち合わせされているみたいなんです。

あともう1つ、済みません、言わせていただくと、これ都道府県議会議長会での意見というのは全然出てないですよ。地方分権に

関しては都道府県議会議長会では、いろいろな今までの決議とか意見・要望というのは出ているけれども、都道府県議会議長会では実は、この道州制に関しては全然これまで触れてきてないんですよ。やっぱり今後どういうふうにやっていくのかというのはありますけれども、これは執行部とは関係ないかもしれないけれども、きょう議長もわざわざ傍聴に来ておられるので、次の議長会がどういう形なのかわからぬけれども、議長会に対してもやっぱりしっかり、この今の道州制の議論に対してはいろいろ意見調整をしていただくということもやっぱり考えなければならぬのかなと、そういう時期にきているということ、意見をとして申し上げます。

○溝口幸治委員長 ほかに御意見ございせんか。

○田代国広委員 田舎におると非常に、農村地帯の我々の周辺の疲弊を、衰退を嫌というほど感じております。

今回、道州制で町村議会あるいは町村会が反対する最大の理由は、やっぱり基礎自治体の規模に対する不安だと思うんですよ。私も不安を持っております。

知事に昨年12月の一般質問で基礎自治体の規模について質問したんですけども、規模については明確な答えを、納得する答えをいただいております。何か曖昧な答えで、非常に明確な答えは出てなかったんで今でも疑問に思っているんですけど、この基礎自治体の規模、これがどう収斂されていくのかというのが、私自身が一番心配しています。この推進案には、現行を基本とするとか弱い自治体には補完するとか書いてありますけれども、最終的にやはりそういった小さい自治体が合併を余儀なくされる、収斂されていくことに対する不安、これは私も持っていますし、恐らく町村会の方々もそれは持っておられると

いうふうに思うんですよ。その辺が払拭されない限り、やっぱり私はこの道州制については極めて疑問と、ある意味では、今の状態で反対となっております。

なぜ合併が嫌かという、収斂されることによって、ますます周辺の地方は疲弊していくんです。例えば、大津町は今人口はふえています。でも周辺部はだんだん減って行って、もう若い者はいません。部落もそうです。合併せぬでもやっぱり一極集中は進んでいるんです。もし合併したならば、2つか3つの町が合併したなら、それが一極になったらますます周辺部が疲弊するのは明白です。合併することによって一極をなくして2極、3極できればですね、できれば合併した効果というかそれはマイナスはないと思うんですけども、合併したことによってさらに一極だけが集中するならば、ますます周辺部は今まで以上に疲弊することは、もう物理的にわかっておることです。だから町村長さんも不安であると思うんですよ。知事が考えておられる基礎自治体の規模ですね。

○溝口幸治委員長 では、今の質問に誰が答えられますか。わからないならわからないとおっしゃってもらって。

○小原企画課長 この前の委員の御質問に答えたとおり、いろんな形が規模があつていいというのが答えでございます。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 なければ、1時間過ぎましたので5分間休憩をいたします。

午前11時11分休憩

午前11時20分開議

○溝口幸治委員長 それでは、再開いたします。

質疑ございませんか。

○松岡徹委員 市町村合併の検証についてですね。合併するときは合併基本計画をつくるんですよね。その進捗状況といいますか、そういうものの検証は、ここでいくとどこにありますか。

○原市町村行政課長 先生おっしゃるように当然、合併時点で新市建設計画、新町建設計画というのをつくっておりますので、そこが当初の計画どおりに進捗したかとか、そういう点は、当然この検証の中で市町村とともにやってまいります。

○松岡徹委員 それで、あなたが説明した合併の効果や課題を次の面から分析するというのは、そのどこら辺にあるのかなという。

○原市町村行政課長 合併市町村と十分ヒアリングをいたしますので、その中で合併市町村から聞き取ってまいります。

○松岡徹委員 新市あるいは新町計画をこう合併した後のをずっと見てみると、大体、国保税にしても低いところに合わせるとか案外なっておるんですよね。ところが実際には、例えば政令市になった熊本市なんかも、周辺の城南とか何かの水道料なんか、富合でもそうだけど、やっぱり高い熊本市にだんだんだんだん合わせていくようになっているね。そこら辺をかなり詳細に分析するといいますか、これは大事じゃないか。実践的にそのメリット、デメリットとかそういうのを検証するという場合に大事なポイントとして言い続けてほしいというかな、そういうことですよ。

○原市町村行政課長 当然、税とかの負担それと福祉のサービスあたりが合併後どう変化

したか、あるいは合併当時の約束事がどう守られたかについては、十分検証してまいります。

○溝口幸治委員長 よろしいですか。ほかに。

○松田三郎委員 すぐ終わる。

○溝口幸治委員長 はい。

○松田三郎委員 合併の検証は、皆さん関心のあるところだと思いますが、ちょっと小さいことですけど。1ページ目の有識者会議の(2)の委員の構成がありますけど、今の段階で、例えばこの市町村代表とか住民代表3名ずつと書いてありますけど、例えば合併した市町村だけなのか、違うのが入るのか、市長1人とか町長1人村長1人なのか。あるいは住民代表は裏にそれぞれ自治会等書いてありますけど、大体想定していらっしゃる構成のイメージでも教えていただければ。

○原市町村行政課長 市町村長代表3名としておりますのは、合併した市から1名、それと自治体の数が多い町村のほうから2名、そのうち1名を合併町村、1名を合併してない町村長ということを考えております。

それと住民代表も、地域づくり、福祉、経済団体、しかもできれば地域バランスをとって、バランスよく委員に入ってもらおうと考えております。

○溝口幸治委員長 はい、よろしいですか。はい。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 なければ、先ほど御提案がありました、今議会で基本法について何らかの行動を起こすべきではないかということ

ですが、もっともな御意見だというふうに思います。長年委員会を続けてきましたので、来るべきときにはきちっと対応するという趣旨でやってきたというふうに思います。

しかしながら、現在の国会の状況と各政党の議論を見ておりますと、まだ基本法を出すとはっきり決まったところまでいっておりませんので、通常国会中に何らかの動きがあれば、そのときには臨時議会等々を御検討いただいて、その中で委員会としての意見を取りまとめて、政府に対してあるいは国会に対して出していくというようなことを御確認させていただきたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 はい、なければそのように取り扱いをさせていただきます。

これで質疑を終了いたします。

それでは、続きまして閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

本委員会に付託の調査事件については、審査未了のため次期定例会まで本委員会を存続して審査する旨、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認め、そのようにいたします。

その他に入りますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 はい。それでは、本日は今年度最後の委員会になりますので、一言御挨拶申し上げます。

1年間、皆さんお疲れさまでした。最後に前川委員からキラーパスが出たときには正直ちょっと焦りましたけれども、無事に役目を果たすことができました。これも池田副委員長初め委員の皆様方そして執行部の皆様方の御協力のおかげであるというふうに、心から感謝をいたします。

ことは通常の定例会ごとの審査に加えて、町村会の皆様方あるいは議長会の皆様方との意見交換、そして大学教授を呼んでの意見交換もやらせていただきました。

そして東京での研修では、推進それから慎重な立場からの大学教授からの意見交換等も開催させていただき、自由民主党、公明党そして日本維新の会の皆様方、各政党が今考えていることをしっかりお聞きをいたしました。大変実のある議論ができたというふうに思っております。

道州制については非常に不透明な部分がありますが、きょうも熱心な議論が繰り返されたとおり、これからもこの委員会でしっかり議論していくことが大切だと思います。

大事なものは、道州制に移ろうが移るまいが、今の自治体の規模あるいはやり方でこのまま将来行けるのか、人口減少社会そして少子・高齢化社会、これはどこの自治体も同じ課題であります。この国家的な課題にしっかり対応していくためには、この委員会で議論していることの延長線上に私は解決策があるのではないかと、そのように感じて1年間議論させていただきました。皆様方とともに中身の濃い議論ができたこと、改めて感謝を申し上げまして、委員長としての御挨拶にかえさせていただきます。

1年間ありがとうございました。

それでは、池田副委員長からお願いいたします。

○池田和貴副委員長 皆さん大変お疲れさまでございました。

溝口委員長の指導のもと、少しずつサポートさせていただきました。

先ほど委員長がおっしゃいましたように、中身の濃い議論ができたというふうに思っております。執行部の皆様初め委員の皆様方方には大変お世話になりました。また今後とも、私も微力ながら頑張っていきたいと思

ます。

どうもお世話になりました。ありがとうございました。

○溝口幸治委員長 それでは、これをもちまして第18回道州制問題等調査特別委員会を閉会いたします。

午前11時28分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

道州制問題等調査特別委員会委員長